

# 営業時間短縮のお知らせ

栃木県の要請に基づき、  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

**時短営業**を実施します。

## ○ 実施期間

令和3年8月8日（日）  
～9月12日（日）

## ○ 時短営業期間中の営業時間

11 時 00 分～ 20 時 00 分

酒類の提供はしていません。(店内持込みもできません。)

(飲食を主として業とする店舗でカラオケ設備を提供している場合)

終日カラオケ設備の利用はできません。

## ○ 通常（時短前）の営業時間

11 時 00 分～ 23 時 00 分

店舗名 割烹 石山